# 税務・法務のアップデート

# 1. 主要な税制改正等

# 1.1 個人所得税の改正

## (1) 税率

2017年度以降、個人所得税（累進税率）の最高税率（35%）が適用される課税所得の範囲が4百万バーツ超から5百万バーツ超へと引き上げられた。

| 課税所得 | 税率 |
|---|---|
| 15万バーツ以下 | 0% |
| 15万バーツ超、30万バーツ以下 | 5% |
| 30万バーツ超、50万バーツ以下 | 10% |
| 50万バーツ超、75万バーツ以下 | 15% |
| 75万バーツ超、100万バーツ以下 | 20% |
| 100万バーツ超、200万バーツ以下 | 25% |
| 200万バーツ超、500万バーツ以下 | 30% |
| 500万バーツ超 | 35% |

## (2) 所得控除

累進税率区分の変更に加え、以下のとおり所得控除限度額も拡大された。

| 所得控除の種類 | 2016年度まで | 2017年度以降 |
|---|---|---|
| 給与所得控除 | 所得金額の40%（上限60,000バーツ） | 所得金額の50%（上限100,000バーツ） |
| 基礎控除 | 30,000バーツ | 60,000バーツ |
| 配偶者控除 | 30,000バーツ | 60,000バーツ |
| 扶養控除<br>（25歳以下の子供） | 一人当たり15,000バーツ<br>（年間所得15,000バーツ以下の子供、3人を限度） | 一人当たり30,000バーツ<br>（年間所得30,000バーツ以下の子供、人数制限無し） |
| 教育費控除 | タイ国内の教育費につき<br>一人当たり2,000バーツ | 廃止 |

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 1.2 VATの税率

- 歳入法で定めるVATの税率は10％であるが、1997年から勅令によって軽減税率（7％）の適用を毎年延長するかたちで運用されてきた。

- 現在のVATの7％の税率は、2017年9月30日までの時限立法となっているが、7％の税率を2018年9月30日まで延長することが2017年8月15日の閣議で決定された。

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 1.3 法人税計算におけるペナルティの取り扱い

## (1) 背景

- 歳入法第65条の3 (6)では、税金の加算税、罰金、延滞税は法人税の計算上、損金不算入と規定している。
- 租税審議会が公布したBoard of Taxation's Ruling No. 10/2528では、「歳入法に基づく加算税、罰金、延滞金のみが損金不算入」との見解が示されており、歳入法以外の、例えば関税法に基づく加算税、罰金、延滞税は損金算入が可能と解されていた。
- しかしながら、このたび租税裁判所、並びに最高裁判所が「Board of Taxation's Ruling No. 10/2528に関係なく、歳入法第65条の3 (6)に基づき、全ての法律に基づく加算税、罰金、延滞税が損金不算入となる」との判決を下した（最高裁判決No. 1109/2559）。

## (2) 変更内容

- 租税審議会は、歳入局からの要求に応じて、2017年2月27日にBoard of Taxation Ruling No. 40/2560を公布し、歳入法第65条の3 (6)で定める損金不算入の対象は「歳入法に限らず、関税法を含む全ての税法に基づく加算税、罰金、延滞金が含まれる」ことを明らかにした。
- これに伴い、「歳入法に基づく加算税、罰金、延滞金のみが損金不算入」という見解を示したBoard of Taxation's Ruling No. 10/2528は廃止され、全ての税法に基づく加算税、罰金、延滞税を損金不算入と取り扱わざるを得なくなった。

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 2. 法人税の優遇措置

# 2.1 新規固定資産の取得にかかる所得控除

## 新規固定資産の取得にかかる所得控除

- 昨年の同制度の延長措置として、2017年1月1日から2017年12月31日までの間に取得して事業供用した新規の固定資産については、その減価償却費の50％相当を法人税の計算上、追加で所得控除が認められる（全ての法人が対象）。

### (1) 対象資産

| 二重の所得控除の対象となる固定資産（勅令No.642） |
|---|
| 1. 機械装置、そのスペアパーツ、工具、器具、備品 |
| 2. コンピュータープログラム（ソフトウェア） |
| 3. 車両（乗用車及び定員10名未満のバスは除く*） |
| 4. 建物（土地及び居住用建物は除く） |
| 5. 上記1.～4.の既存の固定資産に対する資本的支出（現状回復費は対象外） |

乗用車及び定員10名未満のバスであっても、レンタル事業に供するものは対象となる。

### (2) 適用要件

| 所得控除の対象となる要件（勅令No.642, 歳入局規則No.304） |
|---|
| 1. 新品であること（中古は不可） |
| 2. 2017年1月1日から12月31日までに事業供用し、歳入法に従い減価償却がされること* |
| 3. 2017年12月31日までに固定資産の取得価額の支払いが完了していること* |
| 4. 2015年11月3日から2017年12月31日までの間に固定資産の取得に関して、発注・契約手続きがされたものであること |
| 5. タイに所在するものであること（車両は除く） |
| 6. 歳入法の他の勅令に基づく税務優遇措置を受けていないこと |
| 7. その全部または一部がタイ投資委員会（BOI）の投資奨励事業の用に供されていないこと |

機械装置及び建物については、事業供用が2017年12月31日後となっても差し支えない。建物については、2015年11月3日～2017年12月31日までに所轄当局に建築許可の申請または届出がされていることが要件とされる。

機械装置及び建物についても、2017年12月31日までに取得価額の支払いが完了していることが要求される。なお、分割購入（ハイヤーパーチェス）取引であっても、2017年12月31日までに代金が完済する限りにおいては適用可。

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 2.1 新規固定資産の取得にかかる所得控除

## (3) 所得控除の計算例

- 所得控除額は「2017年12月31日までに支払った金額÷その固定資産の税法耐用年数 x 50%」として計算される。

【計算例】 3月決算法人（機械装置の取得価額 900、耐用年数 5年、定額法）、2回の分割払い

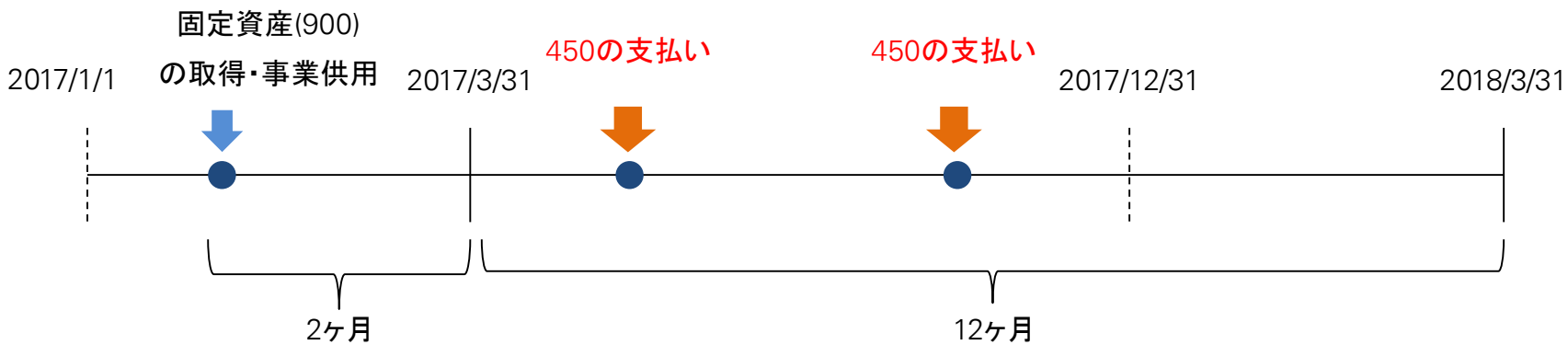


| 事業年度 | ①会計上の減価償却費（損金） | ②所得控除額（損金） | 合計 ①+② | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 2017年3月期 | 30 | 90 | 120 | 2017年末までに支払が完了する前提で900÷5年x50%=90を所得控除 |
| 2018年3月期 | 180 | 90 | 270 | |
| 2019年3月期 | 180 | 90 | 270 | |
| 2020年3月期 | 180 | 90 | 270 | |
| 2021年3月期 | 180 | 90 | 270 | |
| 2022年3月期 | 150 | - | 150 | |
| 合計 | 900 | 450 | 1,350 | |

各事業年度の②税務上の所得控除額は、その固定資産を事業供用した会計年度から5年均等償却（日数・月数按分は要しない）した金額の50%相当額

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 2.2 高齢者の雇用費の所得控除

## 高齢者の雇用費の所得控除

- 歳入局は60歳以上の労働者の雇用を促進するため、2016年1月1日以降開始事業年度から60歳以上のタイ国籍の従業員を雇用した場合、その賃金の100％相当を法人税の計算上、追加で所得控除を認めるとする勅令No.639を公布した（全ての法人が対象）。

## (1) 対象者

- 60歳以上のタイ国籍の従業員であること
- その従業員の月額賃金が15,000バーツ以下であること
- その法人に雇用されていた従業員であり、かつ、過去及び現在において、その法人もしくはグループ会社の取締役もしくは株主ではないこと

## (2) 要件・留意点

- 所得控除の対象者は、全従業員数の10％を限度とする
- 所得控除の対象となる雇用費（賃金）には、一定の法定福利費（社会保険料、プロビデントファンドの拠出金）は含まれない
- その従業員が複数の会社に勤務している場合には、最初に雇用した会社において所得控除を認める
- 所得控除を適用する場合、会計期間終了後150日以内（法人税の申告期限内）に、歳入局へその従業員に関する報告書を提出しなければならない

KPMG

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 3. BOIの優遇措置

# 3.1 既存の投資奨励制度

| 業種別恩典（Activity-based Incentive） | | |
|---|---|---|
| 分類 | 法人税免税 | その他恩典 |
| A1 | 8年（免税額の上限なし） | ・機械の輸入税の免税（B2を除く）<br>・輸出用製品に使用する輸入原材料の輸入税の免除<br>・土地所有許可<br>・ビザ・ワークパミットの優遇<br>・外貨による海外送金許可 |
| A2 | 8年（免税額は投資額を限度） | |
| A3 | 5年（免税額は投資額を限度） | |
| A4 | 3年（免税額は投資額を限度） | |
| B1 | なし | |
| B2 | | |

＋

| メリットに基づく追加恩典（Merit-based Incentive） | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 分類 | 競争力の向上 | 地方への分散投資 | | 産業地区の開発 |
| | 一定額以上の研究開発や技術研修等の投資を行った場合 | 所得が低い20県に立地する場合 | | 工業団地又は奨励工業区に立地する場合 |
| A1 | N/A | 5年間の法人税の50％減免を追加 | 運送費及び水道光熱費の10年間の二重の所得控除、インフラ投資額の25％の追加所得控除(*) | N/A |
| A2 | その支出額分、法人税の免税上限額が増加 | | | |
| A3 | 収入に対する研究開発や技術研修等の支出割合又は支出額に応じて、1～3年間の法人税の免税を追加(*) | 3年間の法人税の免税を追加(*) | | 1年間の法人税の免税を追加 |
| A4 | | | | |
| B1 | | | | N/A |
| B2 | | | | |

(*) Activity-based IncentiveでグループBに分類される場合でも、条件を満たせば、法人税の免税等が与えられる。この場合、投資奨励を申請する際に、Merit-based Incentiveの投資恩典を申請する必要がある。

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 3.2 BOIの追加の投資奨励策

- 2017年からBOIが打ち出した追加の投資奨励策は、以下のとおり。

| 論点 | (1) 既存の投資奨励法 | (2) 投資奨励法の追加 | (3) 特定産業競争力強化法 | (4) EECへの投資促進 |
|---|---|---|---|---|
| 対象 | • 業種に基づき恩典を付与 | • 技術ベースの恩典<br>• 高い将来性を有する基幹技術への投資に対して恩典を付与<br>• 対象となる事業は、バイオ・ナノ・先端素材・デジタル事業 | • 戦略的投資に対する恩典<br>• タイランド4.0政策に基づき、影響の大きい新規投資に対して恩典を付与<br>• 対象となる事業は、BOIが個別案件ごとに判断する | • エリアベースの恩典<br>• EEC（東部経済回廊）への投資促進策<br>• 対象となる事業は、高度技術を使用する重要事業、インフラ・ロジスティクス、観光開発、研究開発 |
| 主要恩典 | • 法人税の免除(最大8年)<br>• 法人税の50%減税(最大5年)<br>• 最長10年間の所得控除<br>• 輸入機械・原材料の輸入税の免除<br>• ワークパーミットの優遇等 | • 法人税の免除(9～13年)<br>• 研究開発用の輸入設備の輸入税の免除<br>• ワークパーミットの優遇等 | • 法人税の免除(最大15年)<br>• 投資促進基金の利用<br>• ワークパーミットの優遇等 | • 既存の投資奨励法の恩典に加え、法人税の50%減税(5年間)<br>• 戦略的プロジェクトの場合、法人税の免除(最大15年)に加え、補助金を付与<br>• 個人所得税の減税<br>• ワークパーミットの優遇等 |

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 3.2 BOIの追加の投資奨励策

## (1) 制度改正の趣旨

- タイが中進国の罠から抜け出し持続的な発展を遂げるために、従来の投資奨励に加えて技術特化型の投資や戦略投資及び東部経済回廊（EEC: Eastern Economic Corridor）に指定される3県(チャチューンサオ・チョンブリー・ラヨーン)における10業種への投資に対してよりメリットのある恩典を与え、これらの投資を促すことにある。
- 新制度では、従来の投資奨励法の内容が継続される上で、投資奨励法の改訂版及び新しく制定される特定産業競争力強化法の内容が追加される。また、EECでの対象事業への投資に対して恩典が付与される。

## (2) 投資奨励法の改正

- 新制度では、以下の奨励事業（「ターゲット・コア・テクノロジー」）に対する投資について、最長13年の法人税免税恩典が付与される。

| ターゲット・コア・テクノロジー | 対象事業 |
|---|---|
| 1. Biotechnology<br>2. Nanotechnology<br>3. Advanced Materials Technology<br>4. Digital Technology | 1. 研究開発<br>2. 職業訓練施設（科学・技術分野のみ）<br>3. 電子設計<br>4. エンジニアリング・デザイン<br>5. 科学試験サービス<br>6. 校正サービス<br>* 上記2～6は委員会が承認した高度技術利用プロジェクトにのみ適用 |

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 3.2 BOIの追加の投資奨励策

## (3) 特定産業競争力強化法の制定

- 国の課題（National Agenda）に対応でき、従来の手段では誘致出来ないインパクトの大きい新たな投資となるタイランド4.0政策に基づく投資奨励を行うため、2017年2月13日に特定産業競争力強化法が施行された。同法に基づく奨励はBOIの個別検討により決定される。対象となった産業に対しては、最長15年間の法人税の免税及び100億バーツの基金から補助金が支給される。

## (4) 東部経済回廊（EEC）内対象産業に対する恩典

- チャチュンサオ・チョンブリ・ラヨーンの3県を投資促進地区と定め、以下の産業を重点的に促進する。
  - ✓ 次世代自動車、スマート・エレクトロニクス、オートメーション・ロボティックス
  - ✓ 医療・健康、観光、未来食、バイオケミカル、環境に優しい石油化学
  - ✓ 航空、デジタル、医療ハブ
  - ✓ EECを支援する業務
- EEC域内における投資には、以下の追加の恩典が与えられる。
  - ✓ 法人税を免除されたグループ（グループA）に対する恩典として、さらに5年間の法人税の50%減税（2017年中に投資申請書を提出する必要あり）
  - ✓ EECの特別促進地区で実施する戦略的プロジェクトの場合、特定産業競争力強化法により、最長15年の法人税の免除＋補助金を付与
  - ✓ 重要性の高い投資プロジェクト実現のため、各組織の支援手段を統合すると共に障壁となる規制を緩和、地域における利便性のためのワンストップサービスの提供
  - ✓ 個人所得税の減税

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 4. 関税・物品税の改正

# 4.1 関税法の改正

- 関税法の改正法が2017年5月17日に官報に掲載され、2017年11月15日から施行される。
- 改正法の施行により、現行法（関税法 B.E. 2469）は廃止され、改正法（関税法 B.E. 2560）に全面的に置き換えられることになる。改正法の重要なポイントは以下のとおり。

| 現行法（関税法 B.E. 2469） | 改正法（関税法 B.E. 2560） |
|---|---|
| **(1) 密輸及び脱税に関する罰則** | |
| 密輸及び脱税：①物品価格（関税額を含む）の4倍に相当する罰金、②10年以下の懲役のいずれか、またはその両方（27条） | • 密輸：①物品価格（関税額を含む）の4倍に相当する罰金、②10年以下の懲役のいずれか、またはその両方<br>• 脱税：①不足税額の0.5～4倍に相当する罰金、②10年以下の懲役のいずれか、またはその両方<br>• 輸入規制物品に関する違反：①50万バーツ以下の罰金、②10年以下のいずれか、またはその両方<br>（242条～244条） |
| **(2) 虚偽の申告に関する罰則** | |
| 虚偽の申告：①50万バーツ以下の罰金、②6ヶ月以下の懲役のいずれか、またはその両方（99条） | • 虚偽の申告：50万バーツ以下の罰金<br>• 虚偽の情報提供：①50万バーツ以下の罰金、②6ヶ月以下の懲役のいずれか、またはその両方<br>• 偽造の通関書類、印鑑、署名およびラベルの作成または使用：①50万バーツ以下の罰金、②6ヶ月以下の懲役のいずれか、またはその両方<br>（202条～204条） |

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 4.1 関税法の改正

| 現行法（関税法 B.E. 2469） | 改正法（関税法 B.E. 2560） |
|---|---|
| **(3) 関税局職員及び告発者への報奨金** | |
| 関税局職員および告発者に支払われる報奨金は、関税局による調査が行われたか、または納税者による自主修正が行われたかによって異なり、ペナルティ相当額の10%～30%とする。（102条Ter） | 関税局職員および告発者に支払われる報奨金(255条)<br>• 関税局による調査が行われた場合の報奨金は、納税者の違反の種類（密輸、虚偽申告等）により異なる<br>• 報奨金はペナルティ相当額の10%～20%とする<br>• 関税局職員と告発者に支払われる報奨金は、500万バーツを上限とする |
| **(4) 延滞税** | |
| 不足税額に対して月1%の延滞税(112条) | 不足税額に対して月1%の延滞税が、本税又は追徴税額を超えないものとする(22条) |
| **(5) 還付請求期間の延長** | |
| 輸入日から2年以内（10条） | 輸入日から3年以内に延長（25条） |
| **(6) その他** | |
| N/A | • 関税局による事後調査権限は、輸入日から5年間とする（159条）<br>• タイにおける貨物の中継・積替の期間は30日間に制限される（102条）<br>• 関税の未納付者が所有する物品について、関税局長官は裁判所の命令なしに当該物品を押収または競売により売却することができる（24条）<br>• 異議申立に対する関税局の審議期限は、異議申立の受理から180日以内とする。ただし、必要に応じて90日を限度に審議期限を延長することができる（41条） |

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 4.2 物品税の改正

- 2017年3月に新物品税法（Excise Tax Act B.E. 2560）が公布され、2017年9月16日から施行される。
- 新物品税法では、従来、工場出荷価格又はCIF価格とされていた課税標準が、希望小売価格(Suggested Retail Price)に置き換えられる。新物品税法の施行により、従来のリキュール法・タバコ法・遊戯カード法等の物品税局管轄の法律が廃止され、これらの内容が新法に統合される。

| 課税対象品目 |
| --- |
| 石油製品、非アルコール飲料、電気製品（空調機器）、香水、鉛クリスタル製品、乗用車、定員10人以下の自動車、4t以下のピックアップトラック、自動二輪車、ヨット、ウールのカーペット、バッテリー、加工された大理石および御影石、ナイトクラブ・ディスコの売上、浴場（バスまたはサウナ）およびマッサージ施設の売上、競馬場の馬券収入、宝くじ、遊戯用カード、ゴルフ場のサービス料・会員権収入、電話料金、アルコール飲料、タバコ・葉巻 |

| 論点 | 現行法<br>物品税法B.E. 2527 (1984) | 改正法<br>物品税法B.E. 2560 (2017)<br>(2017年9月16日施行) |
| --- | --- | --- |
| 課税標準 | • タイ国内生産品：工場出荷価格(物品税額を含む)<br>• 輸入品：CIF価格(輸入関税及び物品税額を含む) | 希望小売価格(希望小売価格は製造原価、管理コスト及び通常利益から構成される) |
| 課税点 | • タイ国内生産品：工場出荷時点<br>• 輸入品：輸入通関時点 | 同左 |
| 物品税事業者登録 | • 輸入品の再販に関しては事業者登録は不要 | 輸入品の再販に関しても事業者登録の上、事業所に登録証の掲示が必要 |

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 5. 主要な法律の改正

# 5.1 外国人事業法の改正

## 第三種規制事業からの除外

- 以下の6つのサービス事業を外国人事業法の規制業種から除外する内容のMinisterial Regulationが公布され、これらのサービス事業については、2017年6月9日以降、商務省へ外国人事業ライセンス（Foreign Business Permission (“FBL”)）を申請する必要がなくなった。

  1. 金融機関事業及びそれに関連する事業等（金融機関等が行うハイヤーパーチェス・リース事業など）
  2. 資産管理法に基づく資産管理サービス事業
  3. 駐在員事務所
  4. 地域事務所（駐在員事務所に近いもの）
  5. 政府機関との契約に基づく請負事業
  6. 国営企業との契約に基づく請負事業

- 上記(1)及び(2)については、銀行業法、保険業法や資産管理業法などの個別法に基づく許認可等が必要な事業であるため、外国人事業法の規制業種から除外されたとしても、大きな影響はない。

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 5.2 民商法の改正

## 配当金の支払期限

- 従来は配当金の支払期限について定めはなかったが、2017年4月4日付で民商法の第1201条が改正され、株主総会または取締役会において配当決議を行った場合、その決議日から1ヶ月以内に配当金の支払いを行わなければならない旨が規定された。
- 本規定に違反した場合は、最大20,000バーツの罰金が課されることになる。

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 5.3 労働者保護法の改正

## (1) 就業規則の提出義務

- 従業員を10名以上雇用する会社は、就業規則の作成が義務付けられているが、従来はその就業規則を労働局へ提出することが求められていた（就業規則を改定した場合も、その改定した就業規則を労働局へ提出する必要があった）。
- 2017年4月4日付の労働者保護法の改正により、就業規則の制定・改訂については従業員への告知義務（制定の場合は15日以内、改訂の場合は7日以内）のみとなり、労働局への提出は不要となった。

## (2) 法定解雇金の改正案

- 労働者保護法第118条（解雇手当）について、以下の法定解雇金の改正案が2017年8月15日の閣議で承認された。今後、国策議会（National Council of State）の審議を経て施行される見込みである。

| 現行法 | |
|---|---|
| 勤続年数 | 法定解雇金 |
| 120日以上1年未満 | 30日分の給与 |
| 1年以上3年未満 | 90日分の給与 |
| 3年以上6年未満 | 180日分の給与 |
| 6年以上10年未満 | 240日分の給与 |
| 10年以上 | 300日分の給与 |

| 改正案 | |
|---|---|
| 勤続年数 | 法定解雇金 |
| 120日以上1年未満 | 30日分の給与 |
| 1年以上3年未満 | 90日分の給与 |
| 3年以上6年未満 | 180日分の給与 |
| 6年以上10年未満 | 240日分の給与 |
| 10年以上20年未満 | 300日分の給与 |
| 20年以上 | 400日分の給与 |

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 5.4 外国人就労法の改正

## (1) 原則的な取り扱い

- 仕事でタイに来る人は、ワークパーミットが必要
- ただし、それが15日以内であれば、必要・緊急業務の届出で可
- 従って、15日超の滞在はワークパーミットがマスト

## (2) 必要・緊急業務の定義

- 会議・研修・セミナー・特別な講義
- 航空事業の支援
- 内部監査
- 技術的問題の解決・監督
- 品質検査・製品の検収
- 製造工程の検査・調整
- 機械装置及びシステムの検査・修理・試運転（テスト）・コンサルティング 等

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 5.4 外国人就労法の改正

## (3) 外国人就労法の改正

- 現行の「外国人就労法（B.E.2551）」及び「外国人のタイ国内での就労に関する勅令（B.E.2559）」に代わり、「外国人就労管理に関する勅令（B.E.2560）」が2017年6月23日から施行された。この改正による雇用者及び外国人従業員への主な影響は、以下のとおり。なお、罰則規定は2018年1月1日から適用される。

**雇用主**

- 雇用主が以下に該当する外国人従業員を雇用している場合、その雇用主に対して、外国人従業員1人当たり40万バーツから80万バーツの罰金を科せられる。（第102条及び第122条）
  1. 労働省布告に定められた外国人に禁止されている業務に従事する外国人従業員
  2. 有効な労働許可証を持たない外国人従業員
  3. 他の雇用主の労働許可を有する外国人従業員
- 雇用主が外国人従業員を労働許可証に記載された業務とは異なる業務に従事させている場合、その雇用主は外国人従業員1人当たり40万バーツ以下の罰金を科せられる。（第123条）
- 雇用主が外国人従業員の雇用終了の際に、その届出を行わない、又は7日以内に届け出なかった場合、その雇用主に対して10万バーツ以下の罰金が科せられる。（第124条）
- 雇用主が外国人従業員の労働許可証、又はIDカードを没収した場合、その雇用主は6ヶ月以下の懲役、又は10万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。（第131条）

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.

# 5.4 外国人就労法の改正

## (3) 外国人就労法の改正（続き）

**外国人従業員**

- 外国人従業員が有効な労働許可証を持たずに勤務している、又は労働省布告に定められた外国人に禁止されている業務に従事している場合、その外国人従業員は5年以下の懲役、又は2,000バーツから10万バーツの罰金、もしくはその両方が科せられる。（第101条）
- 外国人従業員が労働許可証に記載された業務とは異なる業務に従事する場合、その外国人従業員は10万バーツ以下の罰金を科せられる。（第121条）
- 外国人従業員が労働省に通知することなく、緊急業務を行う場合、その外国人従業員は2万バーツから10万バーツの罰金が科せられる。（第119条）

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Thailand.